別表十五

「交際費等の損金算入に関する明細書」

記載要領はこちら



措置法第61条の4第1項《交際費等の損金不算入》に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下この別表の留意点において「飲食費」といいます。)であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項(③に掲げる事項を除きます。)を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり1万円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、ご注意ください。

中小企業者の 判定等フロー はこちら



- ① その飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

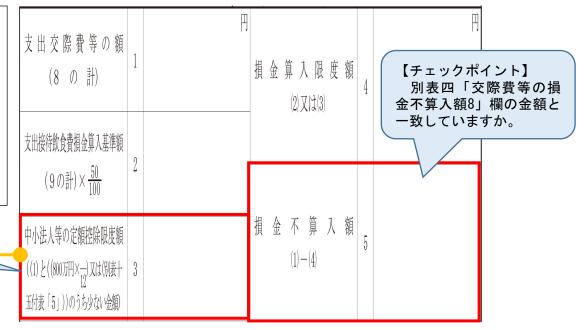
また、税抜経理方式を選択適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入 額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

「中小法人等の定額控除限度額((1)と((800万円× $\frac{12}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)3」

- ・ 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
- (1) 投資法人、特定目的会社及び受託法人…0円
- (2) (1)以外の法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(非中小法人等を除きます。)
 - 法人等を除さます。) …「支出交際費等の額1」の金額又は800万円× 12 相当額のうち少ない金額
- (3) (1)及び(2)以外の法人…0円
- 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
- ・ 中小法人等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P5)をご参照ください。

【チェックポイント】

期末の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。



別表十五

「交際費等の損金算入に関する明細書」

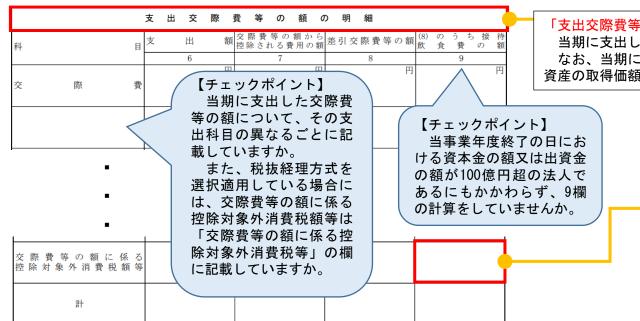
「中小法人等の定額控除限度額((1)と((800万円× $\frac{12}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額(3)

中小法人等の判定において、資本又は出資を有しない法人等に該当する法人については、措置法令第37条の4第1項各号《資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等》の規定により右のとおり期末資本金の額又は出資金の額とされる金額を計算します。

中小法人等の定額控除限度額 ((1)と((800万円×一)又は(別法十 3 五付表「5」))のうち少ない金額

法人等の区分		期末資本金の額又は出資金の額とされる金額
1	資本又は出資を有しない法人(3の法人を除きます。)	期末貸借対照表に計上された金額に基づき次の算式により計算した金額 (総資産の帳簿価額ー総負債の帳簿価額±A)×60% A=貸借対照表に当期純利益が計上されている場合にはその金額を控除し、当期の欠 損金額が計上されている場合は、その金額を加算します。
2	公益法人等又は人格の ない社団等(3の法人を除 きます。)	期末の資本金の額又は出資金の額× 分母のうち収益事業に係る資産の価額(注) 期末総資産価額(注)
3	公益法人等又は人格の ない社団等で資本又は出 資を有しないもの	1の金額× 分母のうち収益事業に係る資産の価額(注) 期末総資産価額(注)

注) 「期末総資産価額」及び「分母のうち収益事業に係る資産の価額」は、期末における時価となります。



「支出交際費等の額の明細」の各欄

当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。

なお、当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。

「(8)のうち接待飲食費の額9」のうち「交際費等の額に係る控除対象外消費税額等」の欄

交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、その金額を記載します。

なお、控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額に係る前ページ⑤ (その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項)を記載した書類には、例えば、法人が合理的な方法によりその控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類が該当します。